

デンマーク王国保健省及び日本国厚生労働省間の協力覚書

デンマーク王国保健省及び日本国厚生労働省（以下「両当事者」という。）は、協議のもと、保健分野における協力促進を目的として、以下の認識に達した。

第1項

目的

両当事者間の協力は、二国間の協力を推進し、デンマーク及び日本における今後のヘルスケアシステムに関連する情報及び専門知識の交換を促進する。

第2項

協力分野

本協力覚書（以下「覚書」という。）第3項及び第4項の範囲内において、両当事者は、デンマーク及び日本における今後のヘルスケアシステム分野における以下を含むが、これに限られない知識、情報及び意見が共有され得ることを考慮する。

- 人口動態変化、新たな課題及び進展に対応したヘルスケアシステムの構築
- 保健分野でのデータの活用
- パートナーシップを通じたイノベーション
- 医薬品及び医療機器を含む医療製品の規制

第3項

協力の方法

両当事者は、協力を進めるため、定期的に、又は必要であると考えられる場合に会合を開くこととする。協力の方法は主に以下を含む。

- 政策及び法規制に関する情報交換
- 合同セミナー、ワークショップ及び会合
- 省、関連機関又はその他技術団体間の相互訪問
- 両国の医療専門家の参加の推進
- 官民パートナーシップ、学術機関及び市民団体を含むがこれらに限定されない非政府団体との連携の促進
- 両当事者により決定されたその他の協力方法

第4項

連絡窓口

当事者は連絡窓口を指定する。連絡窓口は両当事者間の情報及び活動の主たる

調整役としての役割を果たす。

第 5 項

協力計画

本覚書の実施に当たり、両当事者は、双方で決定した期間に、協力のための計画を作成し、その後、当該計画の見直しをすることができる。当該計画は協力の特定の分野を定義する。

第 6 項

守秘義務

本覚書の下で共有される全ての情報、資料又は器具は、効力を有する国内法規制に従い、その領域内で保護される。

第 7 項

知的財産権

各当事者は本覚書の下で実行される協力活動に係る他当事者の知的財産権を、効力を有する国内法規制に従い、その領域内で保護する。

商業価値のある産物（製品）又は知的財産権が、協力活動の結果生じた場合、当該産物（製品）又は知的財産権を保護するため、両当事者は、適用可能な国内規制及び、デンマーク及び日本において拘束力をもつ関連国際条約に従い、別途の文書を作成する。

本覚書から生じた活動中に、情報又は器具が、当事者間で移されるものとして特定された場合、両当事者は、権限ある当局に対し、当該情報又は器具の移動又は使用に関する必要な措置を通知する。

第 8 項

計画及び資金調達

本覚書の下で実行される協力活動に係る費用は、各当事者が負担する。

第 9 項

意思

本覚書は、一方の当事者と他の機関との間のいかなる事前の取決めに影響を及ぼすものでもなく、また、分断するものでもない。

本覚書は、二国間協力を推進し、保健に関する情報及び専門知識の交換を促進するという両当事者の意思を反映する。本覚書は、国内法及び国際法におけるいかなる法的義務を生じさせるものではない。

第 10 項

開始、期間及び終了

本覚書の下での協力は、両当事者による交換の日に開始する。本覚書は、3 年間継続し、書面による双方の同意によって延長することができる。

一方の当事者は、他方に対して終了の意思を書面によって通知することにより覚書を終了することができる。その場合、本覚書は、終了の通知の日から 6 ヶ月で終了となる。

両当事者間の文書交換により、両者にとって受入れ可能な修正をいつでも行うことが可能である。

第 11 項

紛争解決

本覚書及び協力計画の解釈及び実施に関して生じる紛争は、両当事者で友好的に解決をはかることとする。

2017 年 10 月、東京において、英語および日本語で 2 通に署名され、各文書は同等の価値を有する。

デンマーク王国保健省のために

日本国厚生労働省のために

保健大臣

厚生労働大臣